

(様式第4号)

山武郡市広域行政組合消防本部インターンシップ実施に関する協定書

山武郡市広域行政組合消防本部インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、山武郡市広域行政組合消防本部（以下「甲」という。）と **[大学等名称]**（以下「乙」という。）は、インターンシップ実施について、以下のとおり協定する。

(実習生の受入れ)

第1条 甲は、乙に所属する学生等の職業意識向上や消防業務に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

(実習生氏名、実習職場、実習期間及び実習時間)

第2条 実習生の氏名、実習期間及び実習時間は、別表のとおりとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、交通費、食費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

(実習生の身分及び服務)

第4条 甲は、実習生に対し甲の職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習時間中は実習に専念しなければならない。

3 実習生は、実習期間中、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、甲の職員の指示に従わなければならない。

4 実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習中の事故に係る責任等)

第5条 乙及び実習生は、実習期間中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第6条 実習生は、前2条の規定を遵守することを誓約するため、甲に対して要

綱第11条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。また、乙は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 甲は、実習生の個人情報を厳重に管理するものとし、法令等に定める場合を除き、本人の同意なくインターンシップに関すること以外に使用しないものとする。

(実習の中止)

第8条 甲は、実習生が本協定書に反する行為を行ったときや、実習を継続することにより、甲の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるときなどは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙に対してその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第9条 甲は、乙が実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義を生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 山武郡市広域行政組合
消防長 [氏 名] 印

乙 [大学等名称 代表者職名・氏名] 印

(別 表)

実習生氏名	実 習 期 間 等